

# 千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業要綱（以下「事業要綱」という。）第14条の規定に基づき、補助事業者が行う緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象及び要件)

第2条 この要綱に定める補助金の交付対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 補助事業者が耐震改修工事監理者及び耐震改修工事施工者によって行う補助対象建築物の耐震改修
- (2) 補助事業者が建替え工事施工者によって行う補助対象建築物の建替え
- (3) 補助事業者が除却工事施工者によって行う補助対象建築物の除却

2 この要綱に定める補助金の交付対象において、補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 耐震改修、建替え及び除却に関するこの要綱以外の補助金交付の決定を受けていない建築物
- (2) 建築基準法に違反していない建築物（耐震関係規程以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）
- (3) 耐震改修については、耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定を受けたもの
- (4) 補助事業者が区分所有者の団体である場合は、建物の区分所有等に関する法律又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく総会において必要な決議がされているもの
- (5) 耐震改修促進法第7条の規定により、耐震診断の結果を市長に報告することが義務付けられている建築物の所有者である場合は、その報告を行っていること。

3 この要綱に定める補助金の交付において、補助事業者は、次に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- (1) 市税を滞納していない者。ただし、補助事業者が区分所有者の団体である場合は除く。

(補助金の額)

第3条 耐震改修に係る補助金の額は、耐震改修工事に要する費用で耐震改修工事施工者に支払った額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に57,000円/㎡（Is値0.3未満の場合は、62,700円/㎡とする。）及び3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、3,600万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 建替えに係る補助金の額は、建替え工事に要する費用で建替え工事施工者に支払った額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額、耐震改修に要する費用として見積もった額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に57,000円/㎡（Is値0.3未満の場合は、62,700円/㎡とする。）及び3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、3,600万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

3 除却に係る補助金の額は、除却工事に要する費用で除却工事施工者に支払った額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額、耐震改修に要する費用として見積もった額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に28,500円/㎡（Is値0.3未満の場合は、31,350円/㎡とする。）及び3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、1,800万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

4 補助対象建築物が耐震改修促進法第7条に規定する要安全計画確認記載建築物の耐震改修、建替え及び除却に係る補助金の額については、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修に係る補助金の額は、耐震改修工事に要する費用で耐震改修工事施工者に支払った額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に57,000円/㎡（Is値0.3未満の場合は、62,700円/㎡とする。）及び15分の11を乗

じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、7,920万円を限度とする。

(2) 建替えに係る補助金の額は、建替え工事に要する費用で建替え工事施工者に支払った額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額、耐震改修に要する費用として見積もった額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に57,000円/㎡(Is値0.3未満の場合は、62,700円/㎡とする。)及び15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、7,920万円を限度とする。

(3) 除却に係る補助金の額は、除却工事に要する費用で除却工事施工者に支払った額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額、耐震改修に要する費用として見積もった額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に28,500円/㎡(Is値0.3未満の場合は、31,350円/㎡とする。)及び15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、3,960万円を限度とする。

5 補助金の額を算出する場合の費用は消費税及び地方消費税相当額を除く額とする。  
(権利譲渡の禁止)

第4条 補助金の交付を申請する者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

## 第2章 耐震改修

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、耐震改修工事に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。

(1) 当該建築物の建築確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書(ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。)

(2) 第2条第2項第3号に規定する耐震改修の計画認定書の写し

(3) 当該建築物の所有権を有する者全員の耐震改修の実施について同意を得たことを証する書面又は申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類

(4) 申請者が区分所有者の代表者である場合は耐震改修の実施に係る総会の議決書及び管理規約の写し

(5) 当該建築物の耐震改修工事に要する費用の見積書又はその写し

(6) 当該建築物が緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面

(7) 当該建築物に係る登記事項証明書(所有者が区分所有者である場合は除く。)

(8) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書(様式第2号)(所有者が区分所有者である場合は除く。)

(9) 耐震改修工事監理者が事業要綱第2条第9号に規定する要件を満たすことを証する書類

(10) 耐震改修工事施工者が事業要綱第2条第10号に規定する要件を満たすことを証する書類

(11) 工程表

(12) その他市長が必要と認める書類

2 次条第2項の規定により、補助事業対象者決定通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(1) 現況写真(敷地周辺、建物外観2面以上及び主要な耐震改修箇所)

(2) 関係図面(案内図、面積表、配置図、平面図、立面図等)

(3) 耐震改修設計図

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の対象者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請の数が募集件数を超えたときは、補助事業の対象者を抽選により決定する。ただし、申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、受付期間内で募集件数に達しない場合、それ以降の申請については、先着順に受け付けるものとする。

2 市長は、補助事業の対象者を決定したときは、補助事業対象者決定通知書（様式第3号）（以下「補助事業対象者決定通知」という。）により当該対象者に通知するものとする。

3 申請者が希望する場合は申請者の立ち会いのもと抽選を行う。

4 市長は、補助事業として必要性が高いと認める要安全確認計画記載建築物の申請を優先し、補助事業の対象者を決定することができる。

（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

（1）補助事業の内容を変更又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（3）補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に補助金交付申請取下届（様式第6号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（着手届）

第10条 第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助事業に着手するものとし、当該着手の日から10日以内に着手届（様式第7号）を次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

（1）耐震改修工事及び耐震改修工事監理に係る契約書の写し

（2）契約時の工程表

（補助事業内容の変更）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後、耐震改修等費用補助事業の内容を変更するときは、補助金交付変更申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止（又は廃止）承認申請書（様式第10号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、中止（又は廃止）承認申請書を受領した場合、当該内容を審査し、適当と認めたときは事業の中止（又は廃止）を承認し、事業の中止（又は廃止）承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の完了日時の変更）

第13条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書（様式第12号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第14条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく市長の命令に従って補助事業を行わなければならない。

(遂行命令)

第15条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときには、補助事業者これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(中間報告)

第16条 補助事業者は、市長が指定する工程において、中間報告書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業要綱第8条で規定する施工写真(市長の指定する工程までのもの)
- (2) 耐震改修工事監理報告書(市長の指定する工程までのもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告を受けたとき、速やかにその内容を確認し、必要と認める場合においては、中間検査を実施することができる。

(完了実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了後30日以内かつ当該年度の3月15日までに、完了実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業要綱第8条で規定する施工写真
- (2) 耐震改修工事監理報告書
- (3) 耐震改修工事に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第18条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受領した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第15号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第19条 補助事業者は、前条に掲げる通知を受け、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(代理受領)

第19条の2 補助事業者は前条による補助金の交付の請求及びその受領を工事施工者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第17条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状(様式第17号)を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第18条の規定による通知を受け、工事施工者が補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(様式第16号の2)を、市長に提出しなければならない。

### 第3章 建替え

(交付の申請)

第20条 申請者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、建替え工事に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該建築物の建築確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書(ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。)
- (2) 建替えに係る建築確認済証の写し
- (3) 当該建築物の所有権を有する者全員の建替えについて同意を得たことを証する書面又は申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類
- (4) 申請者が区分所有者の代表者である場合は建替えの実施に係る集会の議決書及び管理規約の写し
- (5) 当該建築物の建替え工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (6) 当該建築物が緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面
- (7) 当該建築物の耐震改修工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (8) 当該建築物に係る登記事項証明書(所有者が区分所有者である場合は除く。)

(9) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書(様式第2号)(所有者が区分所有者である場合は除く。)

(10) 建替え工事施工者が事業要綱第2条第11号に規定する要件を満たすことを証する書類

(11) 工程表

(12) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項の規定により、補助事業対象者決定通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(1) 現況写真(敷地周辺、建物外観2面以上及び主要な耐震改修箇所)

(2) 補助対象建築物の関係図面(案内図、面積表、配置図、平面図、立面図等)

(2) 建替えに係る建築確認申請図面(面積表、配置図、平面図、立面図等)

(4) その他市長が必要と認める書類

(着手届)

第21条 第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助事業に着手するものとし、当該着手の日から10日以内に着手届(様式第7号)を次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 建替え工事に係る契約書の写し

(2) 契約時の工程表

(3) 補助対象建築物の建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出(以下「建設リサイクル届」という。)の写し

(中間報告)

第22条 補助事業者は、市長が指定する工程において、中間報告書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 事業要綱第11条で規定する施工写真(市長の指定する工程までのもの)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告を受けたとは、時速やかにその内容を確認し、必要と認める場合においては、中間検査を実施することができる。

(完了実績報告)

第23条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了後30日以内かつ当該年度の3月15日までに、完了実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定による報告には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業要綱第11条で規定する施工写真

(2) 建築確認検査済証の写し

(3) 建替え工事に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(規定の準用)

第24条 建替えに係る補助において、次に掲げる事項については、第6条から第9条、第11条から第15条、第18条から第19条の2の規定を準用する。

(1) 補助事業の対象者の決定

(2) 交付の決定等

(3) 交付の条件

(4) 申請の取下げ

(5) 補助事業内容の変更

(6) 補助事業の中止又は廃止

(7) 補助事業の完了日時の変更

(8) 補助事業の遂行

(9) 遂行命令

(10) 額の確定通知

(11) 補助金の請求

(12) 代理受領

## 第4章 除却

### (補助金交付の申請)

第25条 申請者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、除却工事に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該建築物の建築確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書(ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。)
- (2) 当該建築物の所有権を有する者全員の除却について同意を得たことを証する書面又は申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類
- (3) 申請者が区分所有者の代表者である場合は除却の実施に係る総会の議決書及び管理規約の写し
- (4) 当該建築物の除却工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (5) 当該建築物が緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面
- (6) 当該建築物の耐震改修工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (7) 当該建築物に係る登記事項証明書(所有者が区分所有者である場合は除く。)
- (8) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書(様式第2号)(所有者が区分所有者である場合は除く。)
- (9) 除却工事施工者事が事業要綱第2条第12号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (10) 工程表
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項の規定により、補助事業対象者決定通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

- (1) 関係図面(案内図、面積表、配置図、平面図、立面図等)
- (2) 現況写真(敷地周辺、建物外観2面以上)

### (着手届)

第26条 第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助事業に着手するものとし、当該着手の日から10日以内に着手届(様式第7号)を次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事に係る契約書の写し
  - (2) 契約時の工程表
  - (3) 補助対象建築物の建設リサイクル届の写し
- (完了実績報告)

第27条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了後30日以内かつ当該年度の3月15日までに、完了実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 完了実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業要綱第13条で規定する施工写真
- (2) 除却工事に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (規定の準用)

第28条 除却に係る補助において、次に掲げる事項については、第6条から第9条、第11条から第15条、第18条から第19条の2の規定を準用する。

- (1) 補助事業の対象者の決定
- (2) 補助金交付の決定等
- (3) 補助金交付の条件
- (4) 補助金交付申請の取下げ
- (5) 補助事業内容の変更
- (6) 補助事業の中止
- (7) 補助事業の完了日時の変更
- (8) 補助事業の遂行
- (9) 遂行命令
- (10) 補助金額額の確定

- (11) 補助金の交付の請求
- (12) 代理受領

## 第5章 指導・検査

### (指導・検査)

第29条 市長は、補助事業者に対して耐震性能の向上について指導及び助言を行うことができるものとする。

### (検査)

第30条 市長は、補助事業の内容を確認するため、必要に応じて補助対象建築物及びその土地に立ち入って検査を行うことができるものとする。

- 2 市長は、前項の検査を行う場合、その日時を補助事業者と調整した上で決定するものとする。
- 3 市長は、検査に補助事業者、工事施工者、工事監理者及び関係人の立会いを求めることができる。
- 4 補助事業者、工事施工者、工事監理者及び関係人は、当該検査に協力しなければならない。
- 5 市長は、検査の結果、工事内容が補助金交付決定の内容と異なると認めたとき、補助事業者及び工事施工者に、工事の改善を指示することができる。
- 6 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。
- 7 市長は、前項の検査の結果、工事が適切に行われていないと認めた場合、補助金の交付決定を取り消すことができる。

### (決定の取消通知)

第31条 市長は、前条第7項の規定に該当すると認めた場合又は補助事業者が規則第17条に規定する不正行為を行ったと認めた場合、補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用できるものとする。

### (返還命令)

第32条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第19号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

## 第6章 補則

### (その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度、都市局長が定めるものとする。

### 附 則

この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和 2年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和 3年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和 4年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和 7年 4月 1日から施行する。

## 別記

| 書類                   | 様式       |
|----------------------|----------|
| 補助金交付申請書             | 様式第1号    |
| 市税の納付状況に関する個人情報確認同意書 | 様式第2号    |
| 補助事業対象者決定通知書         | 様式第3号    |
| 補助金交付決定通知書           | 様式第4号    |
| 補助金不交付決定通知書          | 様式第5号    |
| 補助金交付申請取下届           | 様式第6号    |
| 着手届                  | 様式第7号    |
| 補助金交付変更申請書           | 様式第8号    |
| 補助金交付決定変更通知書         | 様式第9号    |
| 事業中止（又は廃止）承認申請書      | 様式第10号   |
| 事業中止（又は廃止）承認通知書      | 様式第11号   |
| 完了期日変更報告書            | 様式第12号   |
| 中間報告書                | 様式第13号   |
| 完了実績報告書              | 様式第14号   |
| 補助金額確定通知書            | 様式第15号   |
| 補助金交付請求書             | 様式第16号   |
| 補助金交付請求書             | 様式第16号の2 |
| 代理請求及び代理受領委任状        | 様式第17号   |
| 補助金交付決定取消通知書         | 様式第18号   |
| 補助金返還命令書             | 様式第19号   |